

〈民主・自民・公明 3 党合意〉

★ News 消費増税法案(修正案) 衆院本会議で可決

政府が第 180 回国会に提出していた社会保障と税の一体改革関連法案の修正案が、6 月 26 日衆議院本会議で可決し、同日参議院へ送付されました。

与野党協議を経て、民主・自民・公明 3 党合意により 6 月 22 日に国会に提出された消費増税法案の修正案は、当初法案の所得税や相続税の増税案等が法案から削除され、実質的に消費税率引上げのみに絞られました。

■第 180 回国会は平成 24 年 1 月 24 日～6 月 21 日 (150 日間)の会期を 79 日延長し、9 月 8 日迄。

■ 消費増税法案の修正ポイント

【消費税】 税率	消費税率引上げに伴う低所得者対策
平成 26 年 4 月に 8 %	「簡素な給付措置」を実施する。
平成 27 年 10 月に 10 %	「給付付き税額控除」とともに「複数税率」を検討する。

消費税率引上げによる税負担への軽減策	
住宅	平成 25 年度以降の税制改正へ (住宅取得時の税負担を緩和する措置を検討)
自動車	自動車取得税・自動車重量税の見直しへ

【所得税】 最高税率の引上げ	法案から 削除	→ 「平成 25 年度税制改正」へ (平成 24 年度中に論議する旨が 法案附則に規定)
【相続税・贈与税】 基礎控除の引下げ 税率構造の見直し	法案から 削除	

【経済成長率】 法案の附則に、経済成長率「名目 3%、実質 2%」目標を明記

【消費税率引上げの実施】 引上げ半年前に、その時の政権が判断する。(法案にはなく 3 党合意)

【番号制度】 「給付付き税額控除」実現への番号制度創設 (今国会提出) の審議は全く進んでいない。

■ 現行の消費税のあらまし (平成 24 年 4 月現在・国税庁ホームページより抜粋)

- 消費税率 4%+地方消費税 1%=5% ○消費税を負担=消費者、消費税を納付=事業者
- 課税対象=次の 4 要件をすべて満たす取引
 1. 国内取引であること 2. 事業者が事業として行うものであること
 3. 対価を得て行うものであること 4. 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること
- 非課税となる国内取引
 - ・土地の譲渡、貸付け ・有価証券の譲渡 ・利子 ・郵便切手類 ・国、地方公共団体の手数料 等
 - ・社会政策的配慮から (公的な医療、介護保険サービス、埋葬、学校授業料、住宅の貸付け等)

★ テキスト

社会福祉法人新会計基準

- ・「新会計基準の要点と移行の実務」
- ・「就労支援施設での方法と実践」

(共著:田中育雄・吉野縫子)

暑中お見舞い申し上げます

〒462-0844 名古屋市中区清水 2-19-9

田中会計事務所 税理士 田中育雄

TEL052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanaka-kaikei.co.jp/>

